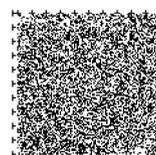
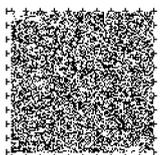


第7期吉見町障害福祉計画 第3期吉見町障害児福祉計画

【令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】

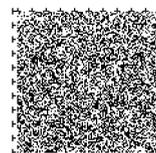
令和6年3月
吉 見 町



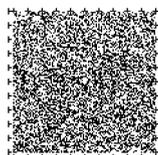


目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 障害福祉計画・障害児福祉計画について	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象者	2
5 計画の策定体制	2
(1) 行政内部の策定体制	2
(2) パブリックコメントの実施	2
6 計画の推進と進行管理	3
(1) 計画の推進	3
(2) 計画の進行管理	4
第2章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	5
第3章 成果目標の設定	6
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
(1) 施設入所者の地域生活への移行	7
(2) 福祉施設入所者の数	8
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3 地域生活支援拠点等の整備	10
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	10
4 福祉施設から一般就労への移行等	12
(1) 福祉施設から一般就労への移行	12
(2) 就労移行支援事業の一般就労への移行	12
(3) 就労移行支援事業所全体の一般就労移行率	13
(4) 就労継続支援A型の一般就労への移行	13
(5) 就労継続支援B型の一般就労への移行	14
(6) 就労定着支援事業の利用者数	14
(7) 就労定着支援事業所の就労定着率	15
5 障がい児支援の提供体制の整備等	16
6 相談支援体制の充実・強化等	18
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	20
8 発達障害者等に対する支援	21
第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み	22
1 訪問系サービス	22
2 日中活動系サービス	25



3	居住系サービス	33
4	相談支援	36
第5章	障害児通所支援等の必要量の見込み	38
1	障害児通所支援等	38
2	障害児相談支援	42
3	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	43
4	障がい児の保育所等の利用希望見込みと受入可能人数	44
第6章	地域生活支援事業の必要量の見込み	45
1	理解促進研修・啓発事業	45
2	自発的活動支援事業	45
3	相談支援事業	46
4	成年後見制度利用支援事業	47
5	成年後見制度法人後見支援事業	48
6	意思疎通支援事業	48
7	日常生活用具給付事業	49
8	手話奉仕員養成研修事業	50
9	移動支援事業	51
10	地域活動支援センター機能強化事業	52
11	その他の事業（市町村任意事業）	60
第7章	サービス提供体制確保のための方策	61
1	訪問系サービス	61
2	日中活動系サービス	61
3	居住系サービス	61
4	障害児通所支援事業等	61
5	地域生活支援事業	62
資料編		63
	本町の障がい者をめぐる状況	65
1	障がい者の状況	65



第1章 計画の基本的な考え方

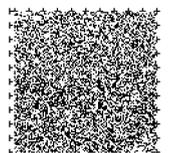
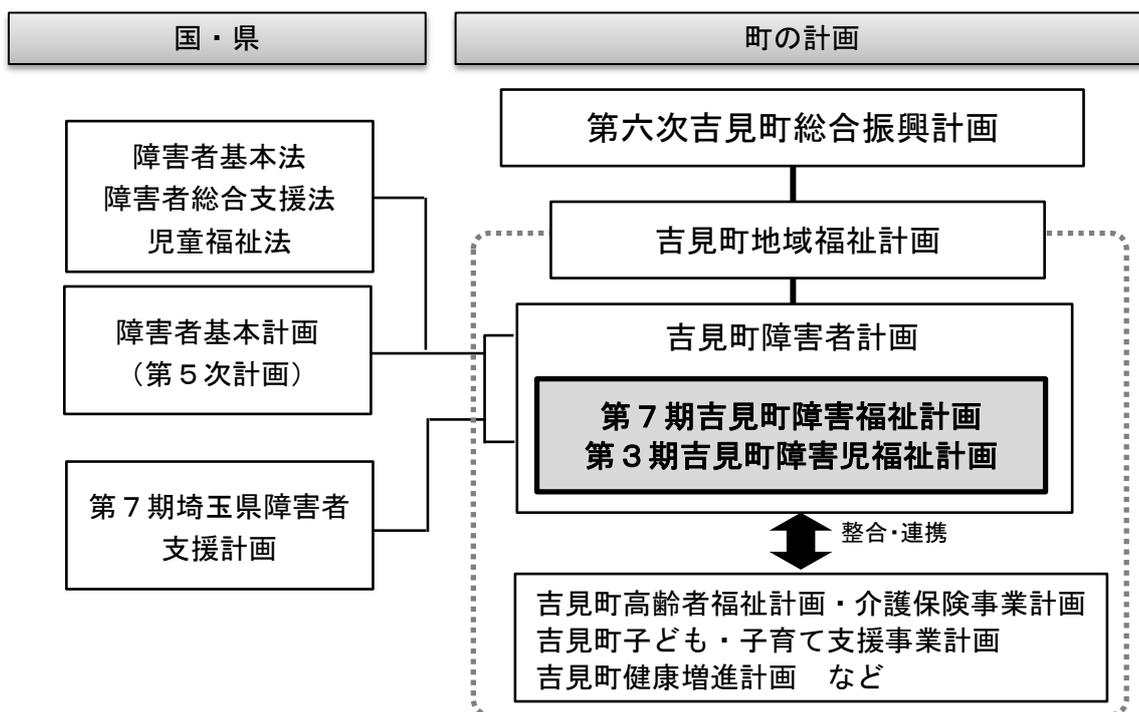
1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条及び児童福祉法第33条の20の規定により、国の定めた基本的な方針に基づき、障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援、市町村が独自に実施する地域生活支援事業などの事業の実施を確保することを目的として、策定が義務づけられています。

「第7期吉見町障害福祉計画」及び「第3期吉見町障害児福祉計画」は、令和6（2024）～令和8（2026）年度における計画で、サービス提供体制の確保等に係る成果目標や、サービスの種類ごとの必要な量の見込み等を定めたものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国及び県が定める上位・関連計画等の内容を十分に踏まえながら、本町のこれからのあるべき姿やまちづくりの方向性を定めた「吉見町総合振興計画」の分野別計画として位置づけ、「吉見町地域福祉計画」、「吉見町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「吉見町子ども・子育て支援事業計画」など、保健福祉分野をはじめとする各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



第1章 計画の基本的な考え方

3 計画の期間

第7期吉見町障害福祉計画・第3期吉見町障害児福祉計画の期間は、国が定める基本指針により、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
吉見町障害者計画	吉見町障害者計画						次期計画		
吉見町障害福祉計画	第6期吉見町障害福祉計画			第7期吉見町障害福祉計画		第8期吉見町障害福祉計画			
吉見町障害児福祉計画	第2期吉見町障害児福祉計画			第3期吉見町障害児福祉計画		第4期吉見町障害児福祉計画			

4 計画の対象者

本計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病などにより日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある者を対象とします。

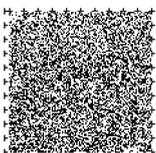
5 計画の策定体制

(1) 行政内部の策定体制

行政内部において、長寿福祉課が中心となって関係職員と協議・検討を行いました。

(2) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、パブリックコメントを実施し、広く町民の意見を聴取し、計画に反映しています。



6 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

①障がい者自身の参画

本計画は、障がい者が地域の中で自立して生活していくための計画であることから、施策・事業の検討や実施にあたっては、障がい者の意見や要望を十分に反映するため、企画から実施段階にわたって障がい者自身が参画できるよう努めます。

②関係機関との連携

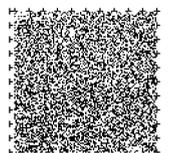
障がい者施策に関連する分野は、福祉だけでなく保健・医療・教育・就労・まちづくり等の多岐にわたっており、これまでも障がい者団体、医師会、国、県等の関係機関と連携して施策・事業を展開してきました。今後も連携体制を継続強化するとともに、総合的かつ計画的な施策の展開を図り、着実な推進に努めます。

③地域との連携

障がい者施策を推進するためには、地域住民の理解と協力が必要です。地区の特性を生かしながら地域づくりをし、地域福祉を推進するため、福祉意識の醸成と担い手づくりの支援に努めます。また、民生委員・児童委員は、障がい者との相談活動、各種福祉サービスの周知など、今後も重要な役割を担うことから、十分な情報交換と緊密な連携が図られるよう支援します。

④財政状況との調整

障がい者施策の推進にあたっては、町全体の関連事業や予算との整合性を図る必要があります。国や県の動向を把握し、適切な施策を実施します。

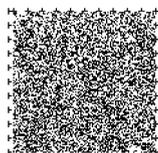
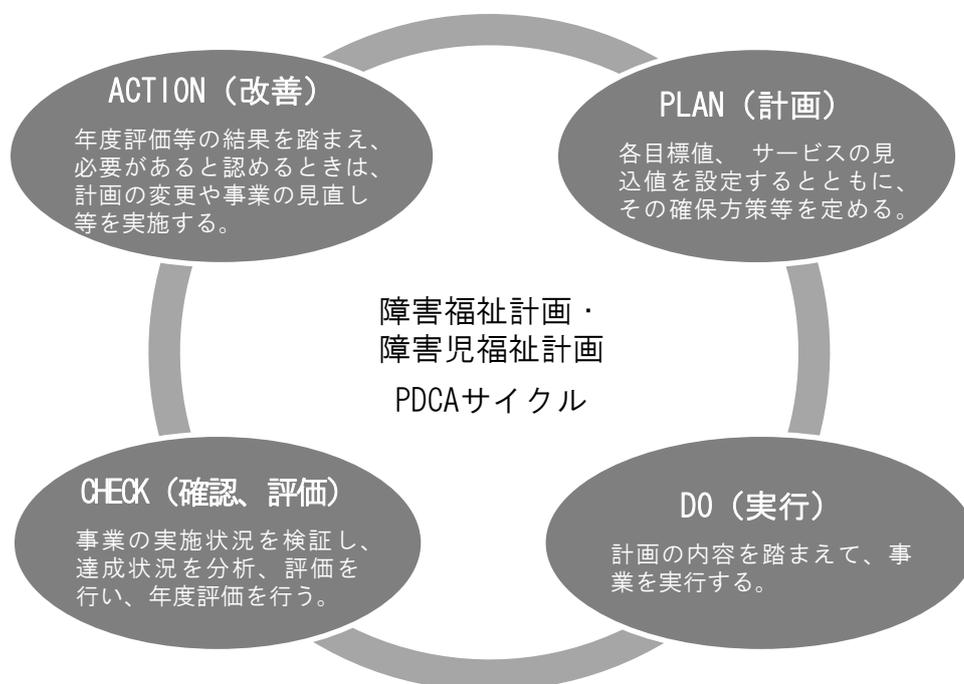


(2) 計画の進行管理

計画の進行管理を図るため、「PDCAサイクル」に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標等に関する実績を毎年度程度把握し、確認・評価を行います。

また、評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

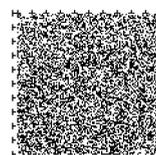
■PDCAサイクルのイメージ図



第2章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

- 必要な訪問系サービスを保障
- 希望する日中活動系サービスを保障
- グループホームの確保及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実



第3章 成果目標の設定

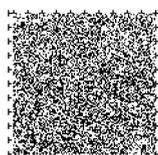
障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る国の基本指針では、障がい者の地域生活への移行や就労支援、障がい児支援の提供体制の整備、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質の向上等について、成果目標を設定することとしています。

本町においても、令和8（2026）年度を目標年度とする、次の8つの成果目標を定めます。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 8 発達障害者等に対する支援

8つの目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している者に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神障がい者、サービスを必要とする障がい者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。



1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、全ての施設入所者に対して、今後、地域生活への意向について適切に意思決定支援を行い確認するとともに、自立訓練等を利用し、施設の支援者等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して地域生活への移行を進めるため、令和8（2026）年度末までにグループホーム、一般住宅等の地域生活に移行する者の数を数値目標（成果目標）として設定することとしています。

（1）施設入所者の地域生活への移行

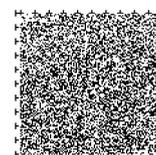
◆国の数値目標（成果目標）

令和4（2022）年度末時点の施設入所者のうち6%以上が地域生活へ移行すること。令和8（2026）年度末の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者から5%以上削減すること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

令和8（2026）年度末の地域生活移行者数は、令和4（2022）年度末の施設入所者のうちの6%以上で見込みます。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和4（2022）年度末時点の施設入所者数（A）	36	令和5（2023）年3月31日時点
【目標値】地域生活移行者数（B）	3	令和8（2026）年度末までにおける施設入所から地域生活への移行者数
移行率（B/A）×100	8.3%	（参考：国指標）6%以上



第3章 成果目標の設定

(2) 福祉施設入所者の数

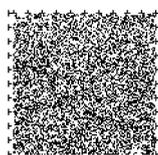
◆国の数値目標（成果目標）

令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

県は施設入所者数の削減について、入所待機者が年々増加していることや、特に強度行動障害や重度重複障がい等により、地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、地域移行の促進と並行して必要な施設整備を行おうとしており、目標設定はしないものとしています。本町においても目標設定の考え方は県と同様とします。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和4（2022）年度末時点の施設入所者数（A）	111	令和5（2023）年3月31日時点
【目標値】令和8（2026）年度末の施設入所者数（B）	—	（参考：国指標） $(B) = (A) \times 5\%$ 以上 （参考：県の考え方） 目標設定しない



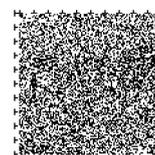
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、自治体を中心に地域精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となります。

国の基本方針に基づき、協議の場の開催回数や精神障がい者の各サービスの利用人数等を目標値として設定します。

◆本町の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
協議の場の開催回数	1回		各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
協議の場への関係者の参加者数	1人		保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標設定】	有	各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数
	【評価の実施回数】	1回	
精神障がい者の地域移行支援の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の地域移行支援利用者数
地域移行後の精神障がい者の地域定着支援の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の地域定着支援利用者数
地域移行後の精神障がい者の共同生活援助の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の共同生活援助利用者数
地域移行後の精神障がい者の自立生活援助の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の自立生活援助利用者数
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	1人		各年度における精神障がい者の自立生活援助利用者数



3 地域生活支援拠点等の整備

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と障害者基幹相談支援センター等のそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要があります。

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、自立等に係る相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受入れ対応体制の確保、サービス拠点の整備や地域の連携・体制づくり等の機能を、障害者基幹相談支援センターが中核としての役割を担い、各関係機関と連携を図りながら進めていきます。

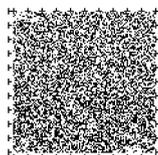
◆国の数値目標（成果目標）

令和8（2026）年度末までに、各市町村において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証・検討を行うこと。

強度行動障害者の支援体制の充実を図ることが必要であり、令和8（2026）年度末までに、各自治体又は各福祉圏域（以下「各圏域」という）において、状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

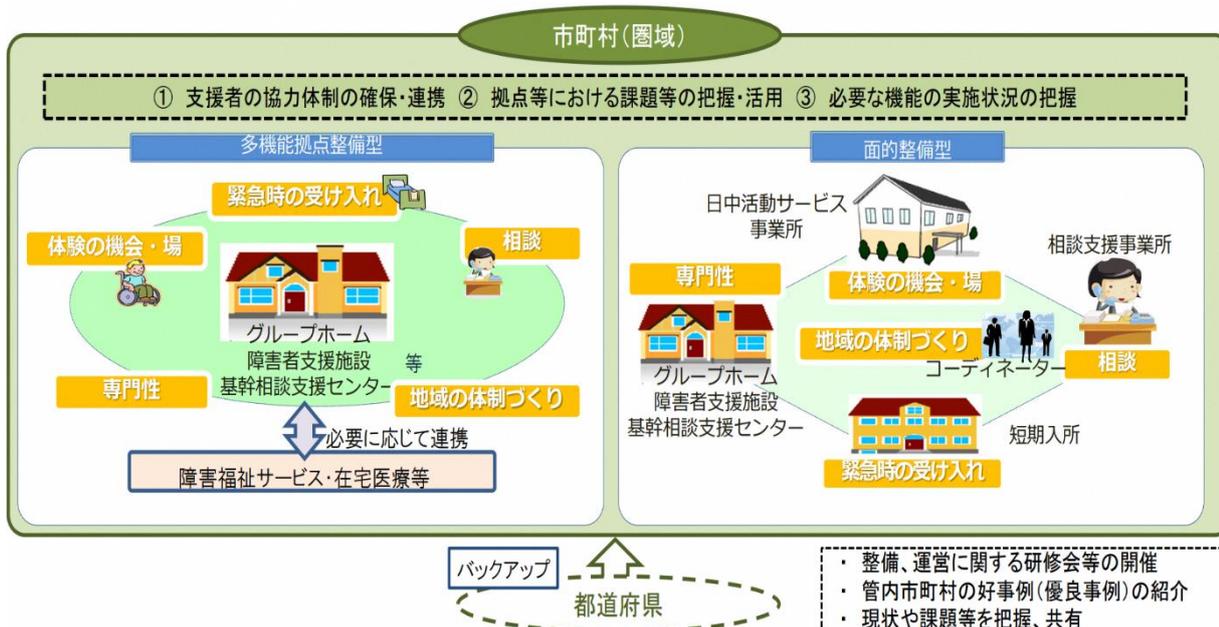
◆本町の考え方と数値目標の設定

地域生活支援拠点等の整備については、「面的整備型」により設置しており、本町においても関係機関等と連携した相談支援体制の強化や体験の機会や場の提供、担い手の育成等、機能の充実を図るとともに、緊急にならない体制づくりや、緊急になった場合の受け入れ先の調整を行います。また、自立支援協議会等の協議の場を活用して、運用状況の検証や運用方法の検討を行っていきます。

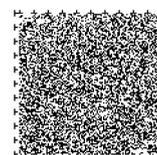


項目	目標
地域生活支援拠点のコーディネーターの配置	令和8（2026）年度末までに構築
自立支援協議会等の場を活用し、運用状況の検証・検討実施回数	令和8（2026）年度末までに実施 （参考：国指標）年1回以上
地域生活支援拠点の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	令和8（2026）年度末までに配置
支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	令和8（2026）年度末までに構築
強度行動障害者に対する支援体制の整備	令和8（2026）年度末までに整備

【地域生活支援拠点等の整備について】



出典：厚生労働省



第3章 成果目標の設定

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設を利用し、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用し、就労定着する者の数値目標を設定することとしています。

(1) 福祉施設から一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和8（2026）年度末において一般就労へ移行した者を令和3（2021）年度の移行実績の1.28倍以上にすること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	【基準値】(A)	9人	令和3（2021）年度一般就労移行者数
	【目標値】(B)	12人	令和8（2026）年度一般就労移行者数
移行実績（B/A）	1.33倍		（参考：国指標）1.28倍以上

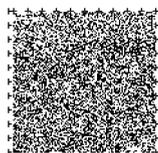
(2) 就労移行支援事業の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和8（2026）年度末において就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3（2021）年度の移行実績の1.31倍以上にすること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】(A)	9人	令和3（2021）年度の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】(B)	12人	令和8（2026）年度の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
移行実績（B/A）	1.33倍		就労移行支援事業利用者の一般就労移行割合（参考：国指標）1.31倍以上



(3) 就労移行支援事業所全体の一般就労移行率

◆国の数値目標（成果目標）

令和8（2026）年度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行割合が5割以上の事業所が全体の5割以上とすること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の増加	【見込値】 (A)	5事業所	令和8（2026）年度末時点の就労移行支援事業所数
	【目標値】 (B)	5事業所	令和8（2026）年度末の一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数
利用率（B/A）×100	100.0%		（参考：国目標値） （B/A）×100=5割以上

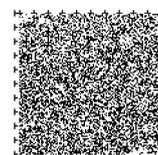
(4) 就労継続支援A型の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和8（2026）年度末において就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3（2021）年度の移行実績の1.29倍以上にすること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】 (A)	1人	令和3（2021）年度の就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】 (B)	2人	令和8（2026）年度の就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者数
移行率（B/A）	2.00倍		就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行割合（参考：国指標）1.29倍以上



第3章 成果目標の設定

(5) 就労継続支援B型の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和8（2026）年度末において就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3（2021）年度の移行実績の1.28倍以上にすること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】 （A）	1人	令和3（2021）年度の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】 （B）	2人	令和8（2026）年度の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
移行率（B/A）	2.00倍		就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行割合（参考：国指標） 1.28倍以上

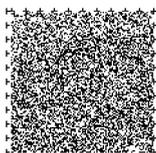
(6) 就労定着支援事業の利用者数

◆国の数値目標（成果目標）

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和8（2026）年度末において就労定着支援事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3（2021）年度の利用実績の1.41倍以上にすること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労定着支援事業利用者数の増加	【基準値】 （A）	5人	令和3（2021）年度の就労定着支援事業利用者数
	【目標値】 （B）	8人	令和8（2026）年度の就労定着支援事業利用者数
移行率（B/A）	1.60倍		（参考：国目標値） $(B/A) \times 100 = 1.41$ 以上



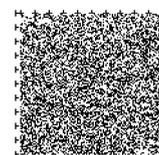
(7) 就労定着支援事業所の就労定着率

◆国の数値目標（成果目標）

令和8（2026）年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の増加	【基準値】 (A)	5事業所	令和8（2026）年度末時点の就労定着支援事業所数
	【目標値】 (B)	3事業所	令和8（2026）年度末の就労定着率7割以上の就労移行支援事業所数
利用率 $(B/A) \times 100$	6割		(参考：国目標値) $(B/A) \times 100 = 2割5分以上$



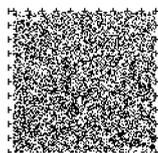
5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って、地域の障害福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで医療的ケアや障がいの状況に応じた、切れ目のない効果的で一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となります。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが求められています。

◆国の数値目標（成果目標）

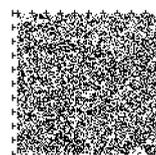
- ・令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- ・令和8（2026）年度末までに、保育所等訪問支援事業を実施する体制を構築すること。
- ・令和8（2026）年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市又は各福祉圏域に少なくとも1か所以上確保すること。
- ・令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。



◆本町の考え方と数値目標の設定

児童発達相談センターは、町内に1か所の設置を進めます。また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、町内に1か所提供事業者がありますが、今後は重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所について、町内の設置に努めていきます。

項目	目標	目標の考え方
児童発達支援センターの設置数	1か所	令和8（2026）年度末までの設置数
保育所等訪問支援の設置数	1か所	令和8（2026）年度末までの設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	令和8（2026）年度末までの設置数（令和5（2023）年度時点 1か所達成済）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	令和8（2026）年度末までの設置数（福祉圏域内 令和5（2023）年度時点 3か所達成済み）
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	令和8（2026）年度末までの設置
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	設置	令和8（2026）年度末までの設置

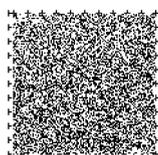


6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等、重層的な仕組みが構築されてきていますが、改めて相談支援体制について検証・評価を行うとともに、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、重層的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが求められています。

◆国の数値目標（成果目標）

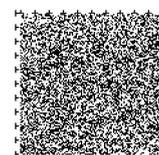
- ・令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制を確保する。
- ・地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等への取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。



◆本町の考え方と数値目標の設定

基幹相談支援センターを中心に、専門的な相談支援の実施、事業者の資質・能力の向上のための研修を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

項目	令和6 (2024) 年度 目標	令和7 (2025) 年度 目標	令和8 (2026) 年度 目標	目標の考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所	1か所	1か所	令和8(2026)年度末までの確保(令和5(2023)年度時点達成済)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の指導助言件数	3件	3件	3件	各年度における実績値
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	3件	3件	3件	各年度における実績値
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	各年度における実績値
協議会における相談支援事業所参画による個別事例検討の実施回数	1回	1回	1回	各年度における実績値(相談支援部会)
基幹相談支援センターにおける主任相談支援員の配置数	3人	3人	3人	各年度における実績値
協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	—	—	確保	令和8(2026)年度末までの確保
協議会における個別事例の検討実施時の参加事業者(機関)数	3事業所	3事業所	3事業所	各年度における実績値
協議会の専門部会の設置数	3	3	3	各年度における実績値
協議会の専門部会の実施回数	3回	3回	3回	各年度における実績値



第3章 成果目標の設定

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が自らの意思で、必要とするサービス等を選択できるよう支援を行うとともに、利用者に、真に必要な障害福祉サービスを提供できているのか検証を行い、提供していくための体制を構築することが重要となります。

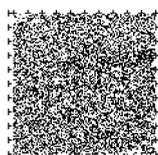
◆国の数値目標（成果目標）

令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

項目	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	目標の考え方
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	実施	実施	令和8（2026）年度末までに実施 （事業所、自治体間の共有）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回	各年度における実績値
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	1人	1人	1人	各年度における実績値

項目	目標	目標の考え方
障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	実施	各年度における実績値
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	構築	令和8（2026）年度末までに構築



8 発達障害者等に対する支援

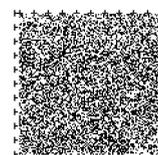
発達障害者等の早期発見・早期支援は、発達障害者及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるようにするため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の機会を確保することが重要となります。

◆国の数値目標（成果目標）

令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

◆本町の考え方と数値目標の設定

項目	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	目標の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援、プログラム等の受講者数	1人	1人	1人	各年度における実績値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援、プログラム等の実施者数	1人	1人	1人	各年度における実績値
ペアレントメンターの人数	3人	3人	3人	各年度における実績値
ピアサポートの活動への参加人数	3人	3人	3人	各年度における実績値



第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護支援

障がい者・児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする身体障がい者を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護などを総合的に提供するサービスです。

(3) 同行援護

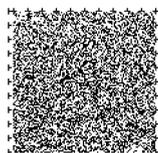
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時等において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行うサービスです。

(4) 行動援護

知的障がい者・児であって自閉症やてんかんなどの症状のある重度の者、精神障がい者で統合失調症などのある重度の者を対象に、行動時の危険などを回避するために必要な支援及び移動中の介護、排せつ及び食事等の支援を行うサービスです。

(5) 重度障がい者等包括支援

障害支援区分6に該当し、意思の疎通が困難な重度の障がい者を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。



現 状

訪問系サービスは、障がい者の地域生活を支える基本的な事業となるものです。利用実績は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度にかけて利用時間及び利用人数ともに増加傾向となっています。

今後も重度障がい者を含めた障がい者の利用促進、サービス供給体制の拡充を図ることが必要です。

サービス見込み量

令和5（2023）年度までの利用者数の推移及び今後の1人あたりのサービス利用時間を勘案し見込み量を設定します。

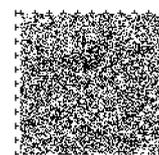
【訪問系サービスの利用実績及び見込み量】（単位：上段 時間分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護	513時間	551時間	513時間	570時間	570時間	570時間
	27人	29人	27人	30人	30人	30人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
重度訪問介護	19時間	57時間	57時間	57時間	57時間	57時間
	1人	3人	3人	3人	3人	3人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

【訪問系サービスの利用実績及び見込み量】（単位：上段 時間分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見込み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
同行援護	19時間	19時間	38時間	38時間	38時間	38時間
	1人	1人	2人	2人	2人	2人

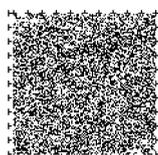
※令和5（2023）年度は、10月までの利用分

区 分	実 績			見込み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
行動援護	76時間	95時間	95時間	95時間	95時間	95時間
	4人	5人	5人	5人	5人	5人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分

区 分	実 績			見込み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
重度障害者等包括支援	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）の方に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

現 状

生活介護は、利用者数及び利用日数ともに横ばいの状況ですが、今後も利用者のニーズに対応した活動内容の充実が求められます。

サービス見込み量

令和5（2023）年度までの利用者数の推移及び今後の1人あたりのサービス利用日数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【生活介護の利用実績及び見込み量】 （単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
生活介護	950人日	950人日	950人日	1,122人日	1,122人日	1,122人日
	50人	50人	50人	51人 (10人)	51人 (10人)	51人 (10人)

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分

※「単位：人日」=（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※見込値の下段の（ ）内は重度障がい者の利用者数



第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「機能訓練」は、一定の支援が必要な障がい者を対象に、地域で生活する上で必要な、身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。

「生活訓練」は、一定の支援を必要とする障がい者を対象に、地域で生活を送る上で必要な、生活能力の維持・向上を図るため、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、入浴、排せつ及び食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言、その他必要な支援を行います。

現 状

自立訓練（機能訓練）の利用は令和5（2023）年度に1人、自立訓練（生活訓練）の利用は2人となっています。

サービス見込み量

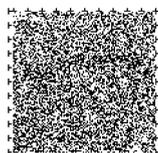
令和5（2023）年度までの利用者数の現状を踏まえサービス見込み量を設定します。

【自立訓練の利用実績及び見込み量】（単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自立訓練 (機能訓練)	0人日	19人日	19人日	22人日	22人日	22人日
	0人	1人	1人	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	38人日	57人日	57人日	32人日	32人日	32人日
	1人	3人	2人	2人	2人	2人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分

※「単位：人日」=（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）



(3) 就労選択支援 令和7（2025）年度よりの新規事業

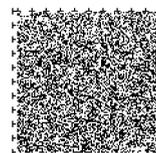
障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行うサービスです。

サービス見込み量

特別支援学校卒業者数や就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用者数等を踏まえサービス見込み量を設定します。

【就労選択支援の見込み量】（単位：実利用者数/月）

区 分	見込み		
	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	就労選択支援		51人



第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

(4) 就労移行支援

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の障がい者を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供するサービスです。

現 状

就労移行支援の利用者は横ばいとなっていますが、福祉施設から一般就労への移行等の目標も踏まえ、今後もサービス提供体制の確保を図る必要があります。

サービス見込み量

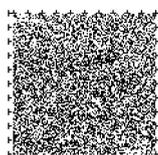
令和5（2023）年度までの利用者数の現状を踏まえサービス見込み量を設定します。

【就労移行支援の利用実績及び見込み量】（単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
就労移行支援	95人日	76人日	133人日	154人日	154人日	154人日
	5人	4人	7人	7人	7人	7人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分

※「単位：人日」=（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）



(5) 就労継続支援

① A型（雇成型）

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用が結びつかなかった障がい者、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用には結びつかなかった障がい者などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

② B型（非雇成型）

年齢や体力等の面から就労が困難な障がい者、就労移行支援事業などを利用したが雇用には結びつかなかった障がい者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービスです。

現 状

本町では、就労継続支援（B型）の事業所が3か所となっており、今後も一定の利用者が見込まれます。一方、就労継続支援（A型）の事業所が近隣市町村になく、一般就労に結びつかなかった障がい者の雇用・就労を確保していく必要があります。

サービス見込み量

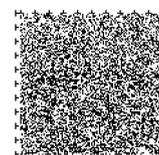
令和5（2023）年度までの利用者数の現状を踏まえ、就労継続支援（B型）の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【就労継続支援の利用実績及び見込み量】（単位：上段 人日分/月、下段 実利用者数/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
就労継続支援 (A型)	19人日	37人日	37人日	44人日	44人日	44人日
	1人	2人	2人	2人	2人	2人
就労継続支援 (B型)	665人日	684人日	684人日	880人日	902人日	924人日
	35人	36人	36人	40人	41人	42人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分

※「単位：人日」=（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）



第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

(6) 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や、障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。

現 状

就労定着支援は、令和5（2023）年度に6人が利用しています。

サービス見込み量

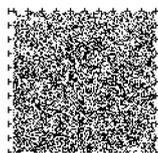
令和5（2023）年度までの利用者数の現状、関連するサービスの利用状況を踏まえサービス見込み量を設定します。

【就労定着支援の見込み量】

（単位：実利用者数/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
就労定着支援	5人	3人	6人	5人	5人	5人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



(7) 療養介護

医療ケアを必要とし、常時介護を必要とする障がい者で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方、筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者の障害支援区分5の方を対象に、医療機関などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

現 状

療養介護は、令和5（2023）年度に5人が利用しています。

サービス見込み量

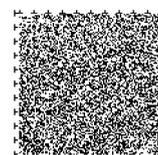
令和5（2023）年度までの利用者数の現状を踏まえサービス見込み量を設定します。

【療養介護の利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
療養介護	4人	5人	5人	5人	5人	5人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

(8) 短期入所（福祉型、医療型）

介助者の病気などの理由により障がい者当人の介護ができなくなった場合、障がい者・児を対象に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの支援を行うサービスです。

福祉型は障害者支援施設等、医療型は病院、診療所、介護老人保護施設における短期入所です。

現 状

短期入所の利用は増加傾向にあります。今後も緊急時等の利用に対応できるようサービスを確保していく必要があります。

サービス見込み量

令和5（2023）年度までの利用者数の現状を踏まえ、サービス見込み量を設定します。

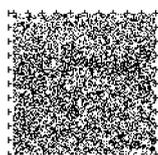
【短期入所の利用実績及び見込み量】 （単位：上段 日分/月、下段 実利用者数/月）

区分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
短期入所 (福祉型)	114人日	95人日	133人日	59人日	59人日	59人日
	6人	5人	7人	9人 (3人)	9人 (3人)	9人 (3人)
短期入所 (医療型)	38人日	38人日	57人日	20人日	20人日	20人日
	2人	2人	3人	3人 (1人)	3人 (1人)	3人 (1人)

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分

※「単位：人日」=（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※見込値の下段の（ ）内は重度障がい者の利用者数



3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた障がい者や、家族から独立し単身生活を希望する障がい者が対象となります。一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。

現 状

自立生活援助について、現在町内で利用している方はいませんが、今後、利用の希望があった際に対応できるよう、サービス提供体制を確保していく必要があります。

サービス見込み量

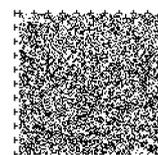
関連するサービスの利用状況等を踏まえ、サービス見込み量を設定します。

【自立生活援助の利用実績及び見込み量】

(単位：人分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自立生活援助	0人	0人	0人	1人	1人	1人

※令和5(2023)年度は、10月までの利用分



第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

(2) 共同生活援助

自立した生活に向けて介護を必要としない、就労又は自立訓練、就労移行支援などの日中活動を利用している障がい者を対象に、共同生活の場を提供し、食事や相談などの日常生活上の支援を行うサービスです。

現 状

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあります。今後も地域移行を促進する観点から、広域的な連携も含めサービス提供体制の充実を図る必要があります。

サービス見込み量

令和5（2023）年度までの利用者数の現状を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

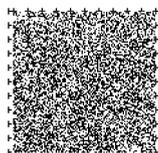
【共同生活援助の利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
共同生活援助 (グループホーム)	19人	21人	23人	24人 (5人)	25人 (5人)	26人 (5人)

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分

※見込値の下段の（ ）内は重度障がい者の利用者数



(3) 施設入所支援

夜間での介護を必要とする障がい者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障がい者の中で単身の生活が困難な方、又は、様々な事情により通所が困難な障がい者を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の支援を行うサービスです。

現 状

施設入所支援の利用者数は減少傾向となっています。

サービス見込み量

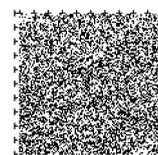
令和5（2023）年度までの利用者数の現状のほか、地域移行者数や入所待機者数を踏まえ、サービス見込み量を設定します。

【施設入所支援の利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
施設入所支援	33人	32人	31人	39人	40人	41人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

4 相談支援

(1) 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）

入院・入所している障がい者が、地域生活へ移行する際に計画的・包括的な支援を必要とする場合や、支給決定利用者であって複数のサービスを組み合わせて利用する必要のある障がい者に対して、計画的なプログラムの作成を行うサービスです。

現 状

計画相談支援の利用者数は横ばいの状況です。

サービス見込み量

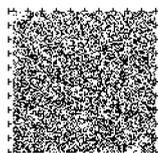
令和5（2023）年度までの利用者数の現状、地域移行等を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【サービス等利用計画作成の利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
サービス等利用計画 作成（計画相談支援）	29人	29人	28人	34人	36人	38人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



(2) 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

また、地域定着支援は、居宅で一人暮らしをしている障がい者に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものです。

現 状

地域移行支援、地域定着支援ともに令和5（2023）年度で1人の利用となっています。

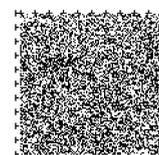
サービス見込み量

今後の地域移行者数等を勘案しサービス見込み量を設定します。

【地域移行支援・地域定着支援の利用実績及び見込み量】 (単位：人分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域移行支援	1人	0人	1人	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人	1人	1人	1人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



第5章 障害児通所支援等の必要量の見込み

1 障害児通所支援等

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識、技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うサービスです。

現 状

児童発達支援の利用者数は令和5（2023）年度で5人となっています。

サービス見込み量

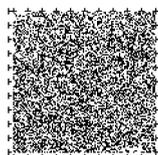
令和5（2023）年度までの利用者数の現状を踏まえサービス見込み量を設定します。

【児童発達支援の利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見込み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
児童発達支援	7人	5人	5人	7人	7人	7人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



(2) 放課後等デイサービス

学校に通う障がい児が、授業の終了後又は休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

現 状

放課後等デイサービス利用は増加傾向となっています。

サービス見込み量

令和5（2023）年度までの利用者数の推移及び今後の利用者数の増加を勘案し、サービス見込み量を設定します。

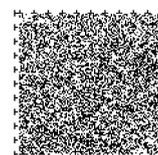
【放課後等デイサービスの利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
放課後等デイサービス	480人日	495人日	480人日	528人日	544人日	560人日
	32人	33人	32人	33人	34人	35人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分

※「単位：人日」=（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）



第5章 障害児通所支援等の必要量の見込み

(3) 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込むことも可能です。

現 状

保育所等訪問支援は令和5（2023）年度で2人の利用となっています。

サービス見込み量

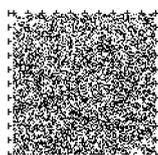
令和5（2023）年度までの利用者数の現状を踏まえサービス見込み量を設定します。

【保育所等訪問支援の利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
保育所等訪問支援	1人	2人	2人	2人	2人	2人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



(4) 居宅訪問型児童発達支援

外出が困難な重度の障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識、技能の付与等の支援を行うサービスです。

現 状

居宅訪問型児童発達支援について、現状は利用がない状況です。

サービス見込み量

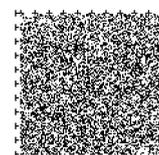
町内の状況、ニーズ等を勘案しサービス見込み量を設定します。

【居宅訪問型児童発達支援の利用実績及び見込み量】

(単位：人分/月)

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅訪問型 児童発達支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人

※令和5(2023)年度は、10月までの利用分



第5章 障害児通所支援等の必要量の見込み

2 障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

現 状

障害児相談支援の利用者数は横ばいの状況です。

サービス見込み量

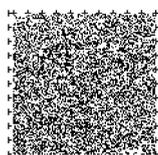
令和5（2023）年度までの利用者数の現状を踏まえサービス見込み量を設定します。

【障害児相談支援の利用実績及び見込み量】

（単位：人分/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害児相談支援	8人	8人	7人	8人	8人	8人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や、重症心身障がい児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合調整する職員（コーディネーター）を配置するものです。

現 状

県において各市町村又は各圏域に1人以上の配置に向けた取組が進められています。

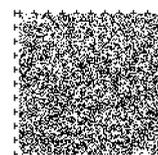
サービス見込み量

県や近隣自治体と連携し、令和8（2026）年度末までに圏域での配置に向け、体制の整備を進めます。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの見込み】

区 分	実 績			見込み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
配置数	0人	0人	1人	1人	1人	1人

※令和5（2023）年度は、10月までの利用分



第5章 障害児通所支援等の必要量の見込み

4 障がい児の保育所等の利用希望見込みと受入可能人数

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児の保育所等の利用希望見込みと受入可能人数について、次のとおり見込みます。

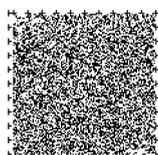
【障がい児の保育所等の利用希望見込みと受入可能人数】

施設名	令和6（2024） 年度		令和7（2025） 年度		令和8（2026） 年度	
	利用希望 見込み	受入可能 人数※ ¹	利用希望 見込み	受入可能 人数	利用希望 見込み	受入可能 人数
保育所	2人	10人	2人	10人	2人	10人
認定こども園	-	-	-	-	-	-
放課後児童健全育成事業	3人	3人	3人	3人	3人	3人
幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業※ ²	-	-	-	-	-	-
認可外（地方単独事業） ※ ³	-	-	-	-	-	-

※1 配慮が必要な児童の状況により変動

※2 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

※3 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設



第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

1 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいへの理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

【計画の見込み量】(実施の有無)

区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
理解促進研修・啓発	有	有	有

【確保策】

住民の障がい者理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

2 自発的活動支援事業

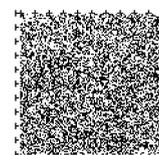
障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

【計画の見込み量】(実施の有無)

区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自発的活動支援事業	有	有	有

【確保策】

地域の障がい者団体等と連携し、障がい者や家族が行う自発的活動を支援します。



3 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障がい者やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

① 障害者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する問題について、相談に応じ、情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、障がい者の権利擁護のための援助を行います。

【計画の見込み量】

(単位：箇所)

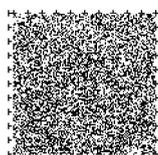
区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害者相談支援事業	3	3	3

② 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

【計画の見込み量】(実施の有無)

区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
基幹相談支援センター	有	有	有



③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に行うため、一般的な相談支援事業に加え、必要な能力を有する専門職員を配置し、相談支援事業者に対して専門的な指導・助言を行うことにより、相談支援機能の強化を図ります。

【計画の見込み量】(実施の有無)

区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有

(3) 住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障がい者に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

【計画の見込み量】(実施の有無)

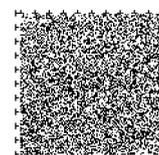
区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
住宅入居等支援事業	有	有	有

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者・精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成するサービスです。

【計画の見込み量】(実利用見込み件数)

区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成年後見制度利用支援事業	2件	2件	2件



第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図るサービスです。

【計画の見込み量】(実施の有無)

区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成年後見制度法人後見支援 事業	有	有	有

6 意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がい者とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

現 状

手話通訳者派遣事業の利用者は最大で4人、要約筆記者派遣事業は利用がない状況です。今後、近隣市町村等と連携し、育成・確保が必要となっています。

サービス見込み量

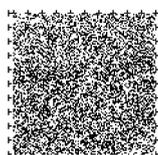
令和5(2023)年度までの利用者数の現状、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【意思疎通支援事業の利用実績及び見込み量】

(単位：人分/年)

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
手話通訳者派遣事業	3人	4人	4人	4人	4人	4人
要約筆記者派遣事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	3人	4人	4人	4人	4人	4人

※令和5(2023)年度は見込量



7 日常生活用具給付事業

障がい者・児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付するサービスです。

現 状

日常生活用具給付事業については、用具の種類により利用件数が異なっています。特に、排せつ管理支援用具は他の用具に比べて利用件数が多く、利用者は増加傾向にあります。

サービス見込み量

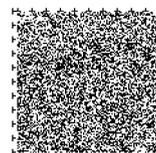
令和5（2023）年度までの利用者数の現状、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【日常生活用具給付事業の利用実績及び見込み量】

（単位：件分/年）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護訓練支援用具	1件	0件	1件	1件	1件	1件
自立生活支援用具	2件	1件	2件	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	2件	3件	3件	3件	3件	3件
情報・意思疎通支援用具	4件	4件	4件	4件	4件	4件
排せつ管理支援用具	59件	64件	70件	75件	80件	85件
住宅改修費	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計	68件	72件	80件	85件	90件	95件

※令和5（2023）年度は見込み量



第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等とのコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成する研修を定期的を実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進する事業です。

現 状

手話奉仕員養成研修事業については、第6期計画期間中は実施していません。今後は、研修の実施体制の整備が必要となっています。

サービス見込み量

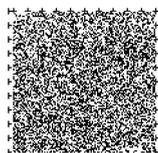
研修の実施体制を整備し、令和8（2026）年度までに事業の実施を目指します。

【手話奉仕員養成研修事業の見込み量】

（単位：受講見込み者数）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
手話奉仕員養成研修 事業	0人	0人	0人	0人	0人	10人

※令和5（2023）年度は見込み量



9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して外出介助を行うガイドヘルパーを派遣し、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の支援を提供します。

現 状

本町の移動支援事業の登録事業所は9か所、うち3か所が町内事業所となっております。利用時間は増加傾向にあり、今後も利用ニーズは高いものと考えられます。

サービス見込み量

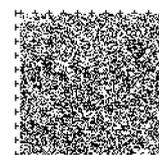
令和5（2023）年度までの利用者数の現状、今後の利用者数の増加を勘案しサービス見込み量を設定します。

【移動支援事業の利用実績及び見込み量】

（単位：上段 人分/月、下段 時間分/月）

区 分	実 績			見 込 み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
移動支援事業	16人 379時間	20人 379時間	18人 432時間	22人 528時間	22人 528時間	22人 528時間

※令和5（2023）年度は、10月利用分



第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

10 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者が通い、地域の実績に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図る事業です。

現 状

地域活動支援センターの利用者数は横ばいの状況にありますが、今後も施設の周知を行い、利用促進を図る必要があります。

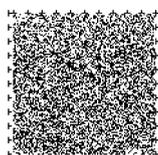
サービス見込み量

今後も現在の体制を維持しつつ、令和5（2023）年度までの利用者数の現状を勘案しサービス見込み量を設定します。

【地域活動支援センター事業の利用実績及び見込み量】（単位：箇所分/月、下段 人分/月）

区 分	実績			見込み		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域活動支援センター 事業	3か所 13人	3か所 12人	3か所 13人	3か所 15人	3か所 16人	3か所 17人

※令和5（2023）年度は、10月利用分



比企地域障害者施設一覧表

(出典：埼玉県 HP「障害者福祉施設：指定施設・事業所一覧」

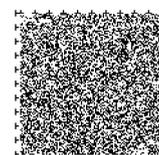
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/>)

①吉見町

施設名及び事業内容
社会福祉法人 吉見町社会福祉協議会 訪問介護事業所 (居宅介護・重度訪問)
常磐苑 ホームヘルパーステーション (居宅介護・重度訪問)
ケアサポート 友 (居宅介護・重度訪問)
J A埼玉中央ホームヘルプなごみ (居宅介護・重度訪問)
慶 (居宅介護・重度訪問・ショートステイ)
フリーライフ オリーブ (居宅介護・重度訪問・行動援護・同行援護)
縁 berry (児童発達支援・放課後等デイサービス)
放課後デイサービス peu à peu よしみ (放課後等デイサービス)
ひかり園 (施設入所・短期入所・生活介護・就労継続支援 B 型)
吉見学園 (施設入所・短期入所・生活介護)
大地の郷 (就労継続支援 B 型)
ともだち (就労継続支援 B 型)
カノン (短期入所)
グループホーム 萌友寮 (グループホーム)
のぎく会 (グループホーム)
グループホームアイビー (グループホーム)

②川島町

施設名及び事業内容
かわじま町障がい児・者相談支援事業所 きらり (計画相談支援・障害児相談支援事業)
ライフサポートそら (居宅介護・重度訪問・行動援護・同行援護)
社会福祉法人 川島町社会福祉協議会 訪問介護事業所 (居宅介護・重度訪問)
ロイヤルレジデンス川島 (居宅介護・重度訪問)
訪問介護事業所コスモス (居宅介護・重度訪問)
にこにこ (児童発達支援・放課後等デイサービス)
びさい川越教室 C (児童発達支援・放課後等デイサービス)

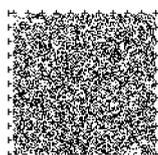


第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

施設名及び事業内容
ワーク&ライクのびっこ（生活介護・就労継続支援B型）
あすか川島工房（就労継続支援B型）
社会福祉法人川島町社会福祉協議会通所介護事業所（生活介護）
ぬくぬく（短期入所）
グループホームにじ（グループホーム）
グループホーム春（グループホーム）
社会福祉法人ウイング（ショートステイ）

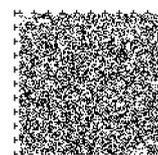
③滑川町

施設名及び事業内容
医療法人昭友会（地域移行支援・地域定着支援）
医療法人昭友会 特定相談支援事業所なめがわ（計画相談支援・障害児相談支援事業）
たけのこ（計画相談支援・障害児相談支援事業・生活介護）
相談支援事業所さくらの里（計画相談支援・障害児相談支援事業）
訪問介護こころ粹（居宅介護）
福祉事業所サンメイト（居宅介護・重度訪問・同行援護）
訪問介護事業所アイシャイン東松山（居宅介護・重度訪問）
なごみ介護サービス（居宅介護・重度訪問）
放課後等デイサービスソレイユ（放課後等デイサービス）
こどもデイサービス うまくら（児童発達支援・放課後等デイサービス）
療護園滑川（施設入所・生活介護）
滑川珠美園（施設入所・短期入所・生活介護）
ハーモニー（就労継続支援B型）
トゥッティフォルテ（就労継続支援B型）
はまや都作業所（就労継続支援B型）
シンフォニー（就労継続支援B型・就労定着支援）
よるべ（就労継続支援B型）
グループホーム森の家（グループホーム）
株式会社日本クリード（ショートステイ）



④嵐山町

施設名及び事業内容
社会福祉法人青い鳥福祉会（地域移行支援・地域定着支援）
相談支援センターらんざん（計画相談支援・障害児相談支援事業）
青い鳥相談支援センター（計画相談支援）
ハートくん訪問介護事業所（居宅介護・重度訪問）
訪問介護 ドリームケア（居宅介護・重度訪問）
生活サポートかえるの家（居宅介護・重度訪問・行動援護）
サポートセンターやすらぎ（居宅介護・重度訪問・行動援護・同行援護）
けあビジョン嵐山（居宅介護・重度訪問）
放課後等デイサービス ウィズ・ユ－嵐山（児童発達支援・放課後等デイサービス）
就労準備型放課後等デイサービスりん（放課後等デイサービス）
埼玉県立嵐山郷（施設入所・短期入所・生活介護・療養介護）
嵐山四季の家（施設入所・短期入所・生活介護）
デイセンターウィズ（生活介護・就労継続支援B型）
事業所ななさと（就労継続支援B型）
フレンズ（就労継続支援B型）
障害者就労支援事業所りん（就労移行支援・就労継続支援B型・就労定着支援）
れんでれ（就労継続支援B型）
ショートステイ・あすく（短期入所）
埼玉県立嵐山郷（ショートステイ福祉型・医療型）
嵐山ハイム（グループホーム）
あすなろホーム（グループホーム）
グループホームフォレスト（グループホーム）
クレスタ（グループホーム）
わおん障がい者グループホーム埼玉らんざん（グループホーム）
あおぞら荘（グループホーム）
社会福祉法人昴（ショートステイ）



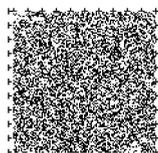
第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

⑤小川町

施設名及び事業内容
相談支援事業所ふえんて（計画相談支援）
相談支援センターあすなろ（計画相談支援・障害児相談支援事業）
障害児、障害者相談支援室マカロン（計画相談支援・障害児相談支援事業）
相談支援室どんぐり（計画相談支援・障害児相談支援事業）
合同会社おおきな木相談支援室（計画相談支援・障害児相談支援事業）
訪問介護事業所 彩香らんど「田舎の家」（居宅介護・重度訪問）
社会福祉法人 小川町社会福祉協議会訪問介護事業所（居宅介護・重度訪問）
ぴゅあケアサービス（居宅介護・重度訪問）
ケアサービスひまわり（居宅介護・重度訪問）
訪問介護事業所 ほほえみ（居宅介護・重度訪問・行動援護・同行援護）
ちょこれーと（児童発達支援・放課後等デイサービス）
けやき（生活介護）
事業所あすなろ（就労継続支援B型）
キャンディ（生活介護）
フレンドリー小川（就労継続支援B型）
ルークス（就労継続支援A型）
グループホーム ビタミンはうす（グループホーム）
京ハイム（グループホーム）

⑥ときがわ町

施設名及び事業内容
ケアサービス ふきのとう（居宅介護・重度訪問）
エスコ ケアセンター（居宅介護・重度訪問）
千樹の里（生活介護・就労継続支援B型）
福祉サービスときがわ（就労継続支援B型）
グループホームはっぴー（グループホーム）
ケアサービス ふきのとう（居宅介護・重度訪問）

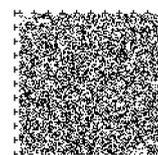


⑦鳩山町

施設名及び事業内容
鳩山松寿園相談支援事業所（計画相談支援・障害児相談支援事業）
ネヲハル鳩山（居宅介護・重度訪問）
あいな園（児童発達支援・放課後等デイサービス）
放課後等デイサービスなかよし（放課後等デイサービス）
西山荘（施設入所・短期入所・生活介護）
鳩山支援センターはばたき（就労継続支援B型）
聖神学園（施設入所・短期入所・生活介護）
グループホームかのん（グループホーム）
グループホームラボリ和（グループ）

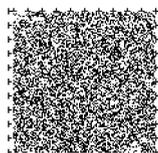
⑧東松山市

施設名及び事業内容
総合福祉エリア相談支援事業所（計画相談支援・地域移行支援・障害児相談支援事業・ショートステイ）
ファミリーサポートセンター昴（地域移行支援・重度障害者等包括支援・居宅介護・重度訪問・行動援護・同行援護）
比企生活支援センター（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）
西部・比企地域支援センター（地域定着支援・自立生活援助・計画相談支援・障害児相談支援事業）
あじさい（計画相談支援・地域定着支援・障害児相談支援事業）
りあん相談支援センター（計画相談支援）
コアラ（計画相談支援・障害児相談支援事業・居宅介護・重度訪問・同行援護）
相談支援センター雑草（計画相談支援）
相談支援室しんごう（計画相談支援）
ライフ居宅介護支援センター（居宅介護・重度訪問）
総合福祉エリアヘルパーステーション（居宅介護重度訪問・行動援護・同行援護）
ニチイケアセンター東松山（居宅介護・重度訪問・同行援護）
けあビジョン東松山（居宅介護・重度訪問・同行援護）
ヘルパーステーションなでしこ（居宅介護・重度訪問）
ルース ケアサービス（居宅介護・重度訪問）

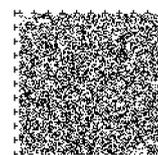


第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

施設名及び事業内容
ヘルパーステーションあんずの里（居宅介護・重度訪問・行動援護・同行援護）
オアシス24東松山（居宅介護・重度訪問）
おひさま介護サービス東松山（居宅介護・重度訪問）
訪問介護事業所悠YOUけあ（居宅介護・重度訪問）
ヘルパーステーションさいわい（居宅介護）
児童デイサービスわくわく（児童発達支援・放課後等デイサービス）
児童デイサービスほほえみクラブ（放課後等デイサービス）
ハロークリニック相談支援室（保育所等訪問支援）
kidsland あんず（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
縁キッズ 東松山（児童発達支援・放課後等デイサービス）
こどもプラス 東松山教室（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
放課後デイサービス peu à peu（放課後等デイサービス）
こぼんはうすさくら 高坂駅前教室（児童発達支援・放課後等デイサービス）
コペルプラス 東松山教室（児童発達支援・放課後等デイサービス）
オールウェイズ（児童発達支援・放課後等デイサービス）
てらびあぼけっと 東松山教室（児童発達支援）
オールウェイズ プラス（児童発達支援・放課後等デイサービス）
児童発達支援事業所 chouchou（シュシュ）埼玉東松山（児童発達支援）
総合福祉エリアヘルパーステーション（重度障害者等包括支援）
むさしの青年寮（施設入所支援・短期入所・生活介護）
愛弘園（施設入所支援・短期入所・生活介護）
第2雑草授産センター（生活介護・就労継続支援B型）
あかつき園（施設入所支援・短期入所・生活介護）
アドヴァンス（生活介護）
雑草授産センター（就労継続支援B型）
松の実（生活介護）
サン・フレッシュ・メイト事業所（生活介護・就労継続支援B型）
あんだんて（就労継続支援B型）
就労支援センターZAC（就労継続支援B型・就労定着支援）
友人館（自立訓練（生活機能）・就労移行支援）
ワークレッシンあーとの国（自立訓練（生活機能）・自立訓練（宿泊））



施設名及び事業内容
オードリー（生活介護・就労継続支援B型）
ほりほっく（生活介護）
生活介護ともす（生活介護）
ぼてーれ（生活介護）
リ・ハート（生活介護・就労継続支援B型）
株式会社メガテラフーズ東松山第1事業所（就労継続支援B型）
多機能型事業所 FLEEK SQUAD（生活介護・就労継続支援B型）
ショートステイりんどう（ショートステイ）
ショートステイ・すばる（ショートステイ）
クリード東松山SS（ショートステイ・グループホーム）
あじさい（グループホーム・ショートステイ）
グラン・カッサ（グループホーム・ショートステイ）
短期入所東松山箭弓町（ショートステイ）
ケアホームいずみ（グループホーム）
ひまわりホーム（グループホーム）
グループホームフォレスト（グループホーム）
あおぞら荘（グループホーム）
グループホームかがやき（グループホーム）
共同生活ホーム「すまいる」（グループホーム）
しののめ荘（グループホーム）
ソレイユ（グループホーム）
グループホームときわ（グループホーム）
グループホームひまわり（グループホーム）
グループホームしんごう（グループホーム）
グループホームすずらん（グループホーム）
グループホームなか街（グループホーム）
ソーシャルインクルーホーム東松山箭弓町（グループホーム）
まりぽんの家（グループホーム）
グループホームななほし（グループホーム）
グループホームたすく（グループホーム）
ショートステイ・あすく（ショートステイ）



第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

1.1 その他の事業（市町村任意事業）

（1）訪問入浴サービス事業

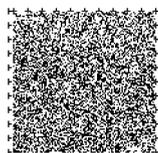
在宅で生活をしている身体障がい者で、一人での入浴が困難な方の入浴支援や家庭内介助者による入浴介助の負担を軽減するなど、在宅生活を支援するために居宅を訪問して入浴の介護を提供する事業です。

（2）日中一時支援事業

家庭内介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要と認められる障がい者を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行う事業です。

（3）自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障がい者の社会参加を促進する事業です。



第7章 サービス提供体制確保のための方策

1 訪問系サービス

重度・重複障がい者を含め、障がい者が安心して地域移行ができるまちづくりを推進するため、今後利用ニーズの増加が見込まれます。

このため、サービス提供事業者に対し、必要な情報を提供し、サービスへの参入を促進する等、サービスの供給体制と量を確保するとともに、各種研修会参加や専門的な人材の確保等、サービスの質的向上を図るよう働きかけます。

2 日中活動系サービス

障がい者の地域生活を支援するため、その状況やニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。

このため、サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入もできるように努めます。

また、就労移行支援や就労継続支援、新規事業である就労選択支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。

3 居住系サービス

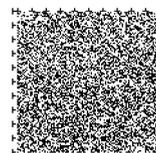
施設から地域生活への移行を推進するため、今後の利用ニーズの増加に応じた共同生活援助及び共同生活介護事業者の確保を図り、基盤整備が円滑に進むよう支援する必要があります。

このため、必要な情報提供により民間事業者の参入を促進するとともに、計画的な基盤整備については、町民に対して、障がいについての理解を普及します。

4 障害児通所支援事業等

障がい児の発達支援や家族支援のため、その状況やニーズに応じた適切な相談支援やサービス提供体制の充実を図ります。

サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入もできるように努めます。

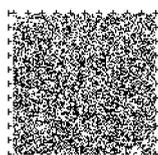


5 地域生活支援事業

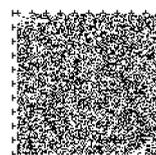
地域生活支援事業は、相談支援事業をはじめ、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスなどの提供を行います。

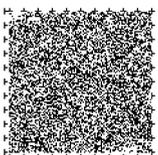
移動支援事業、コミュニケーション支援事業のサービス量を確保するためには、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記奉仕員などの人材の確保を図ることが特に重要です。サービスに必要な人材育成を支援するほか、効果的、効率的な運用やサービスの提供を図ります。

日常生活用具給付事業は、生活用具に関する製品情報、提供業者の最新情報の提供、福祉・医療関連製品などの情報入手及び情報提供を行い、対象品目の整備・充実に努めます。



資料編





本町の障がい者をめぐる状況

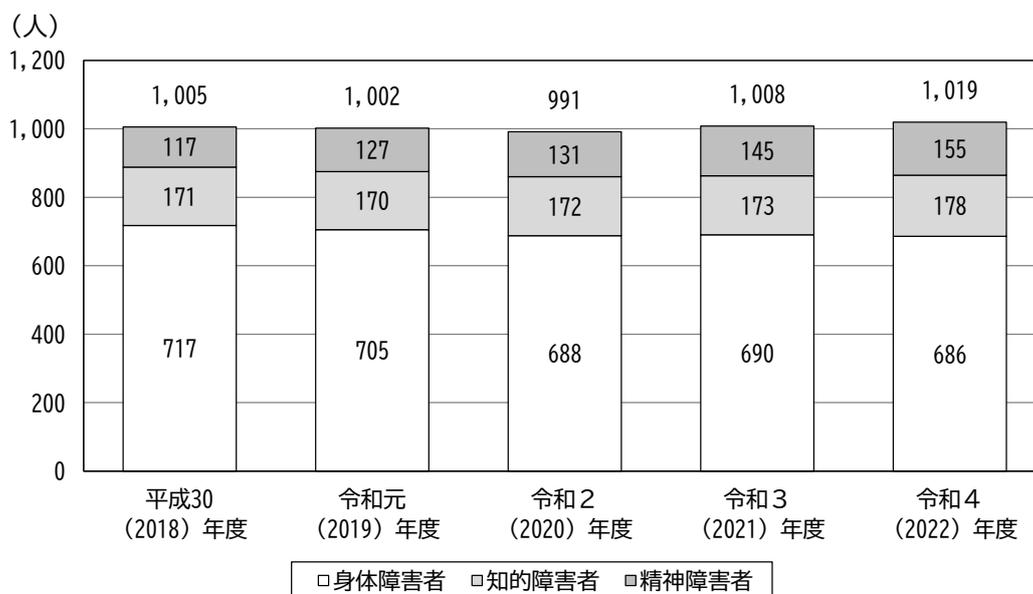
1 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

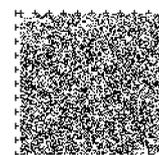
障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度には1,019人となっています。

障がい別では、人数が最も多い身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあるのに対し、療育手帳は微増・横ばい傾向、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっています。

○障害者手帳所持者数の推移



資料：長寿福祉課（各年度とも年度末現在）



(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

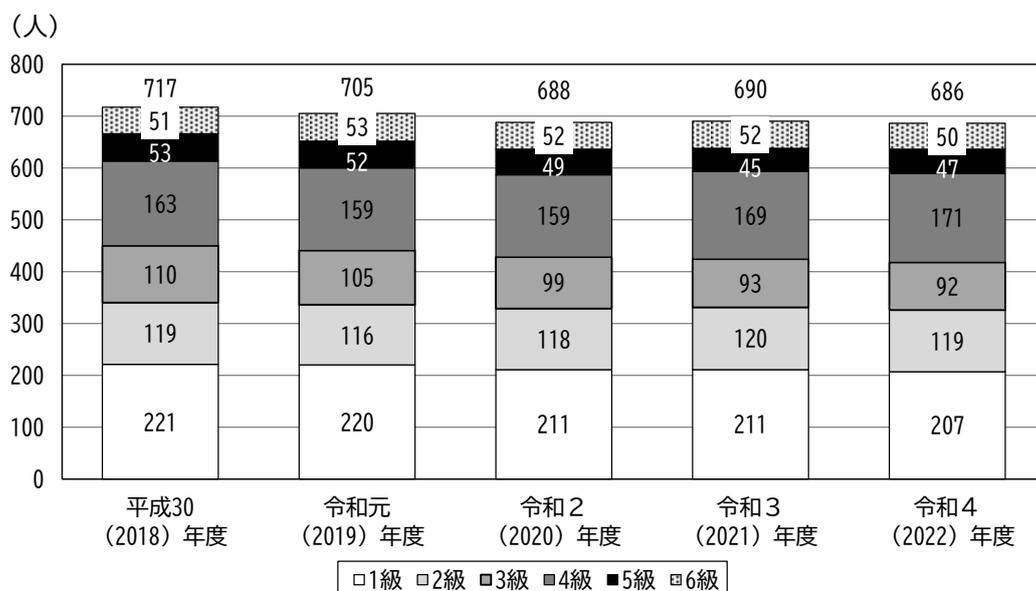
身体障害者手帳の所持者数は、令和4（2022）年度末現在で686人となっており、平成30（2018）年度以降概ね減少傾向にあります。

等級別では、経年での大きな変化は見られませんが、1・2級の重度者の占める割合が高く、令和4（2022）年度末では47.5%が重度者となっています。

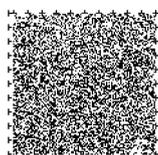
身体障がいの種類別では、肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がいの順となっています。

内部障がいの種類別では、主に心臓やじん臓、ぼうこう・直腸が多数を占めています。

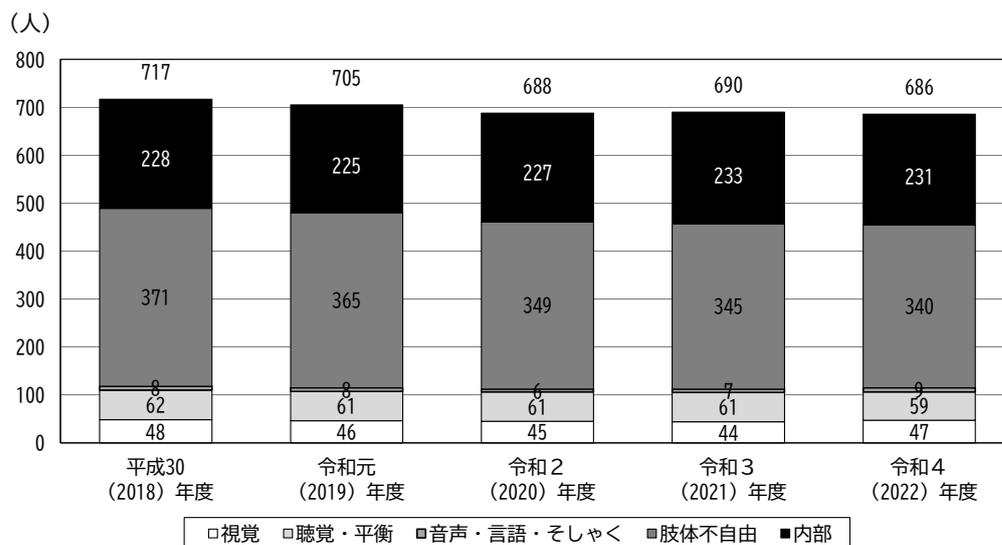
○身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：長寿福祉課（各年度とも年度末現在）

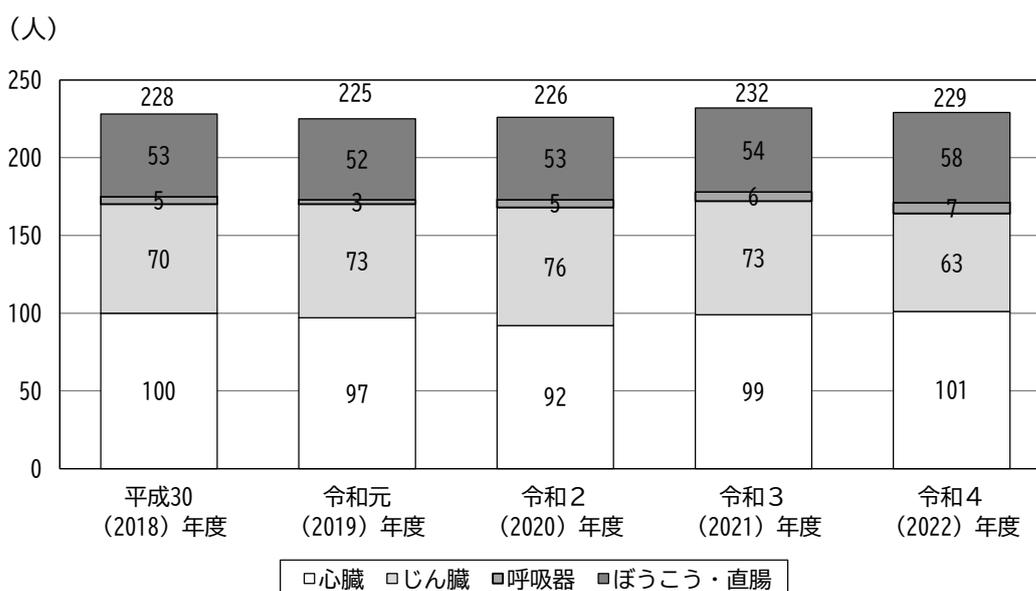


○身体障害者手帳所持者数の推移（身体障がいの障がい種類別）

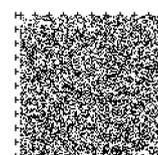


資料：長寿福祉課（各年度とも年度末現在）

○身体障害者手帳所持者数の推移（内部障がいの種類別）



資料：長寿福祉課（各年度とも年度末現在）



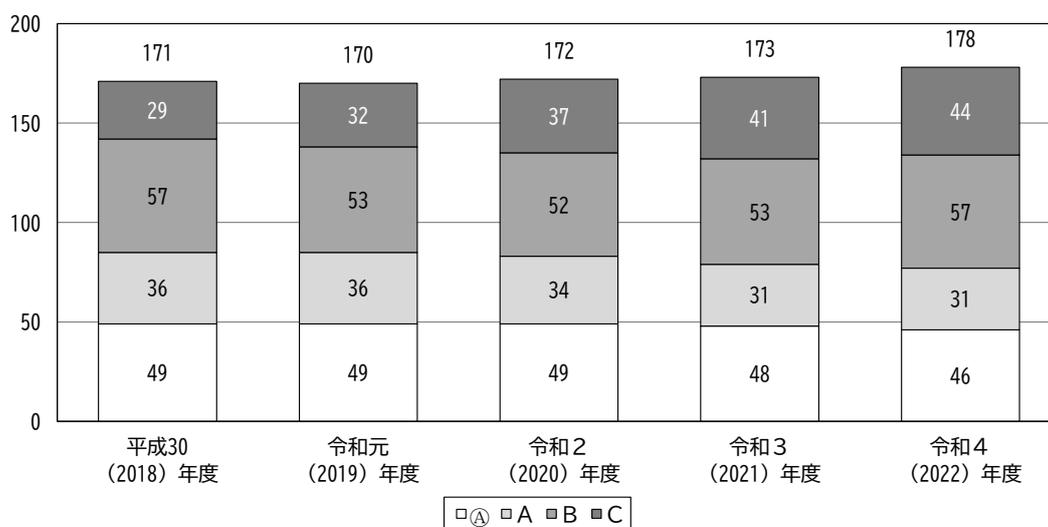
(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、令和4（2022）年度末現在で178人となっており、平成30（2018）年度以降、やや増加傾向にあります。

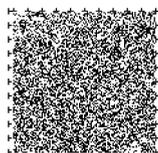
等級別では、㉠とAの重度者が4割以上を占めています。

○療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）

(人)



資料：長寿福祉課（各年度とも年度末現在）



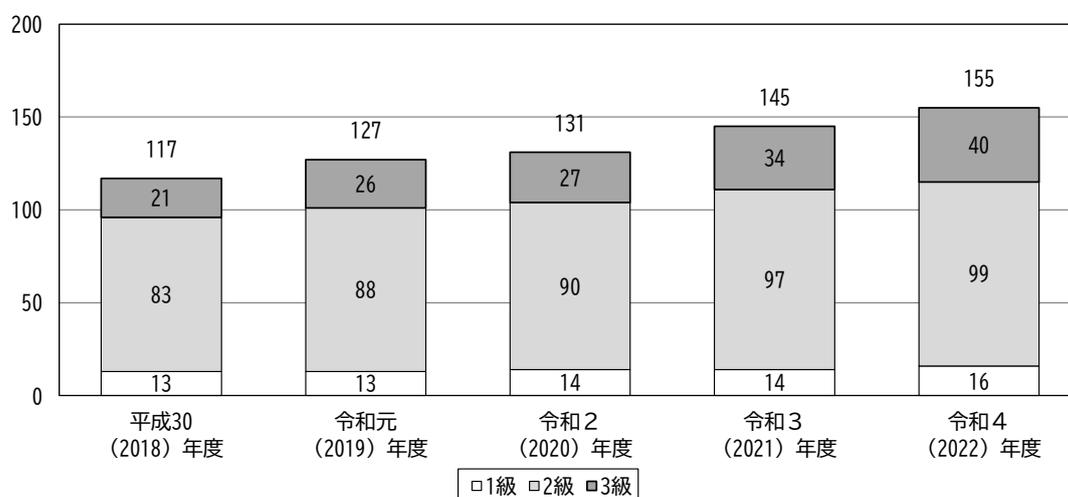
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4（2022）年度末現在で155人となっており、平成30（2018）年度以降、一貫して増加を続けています。

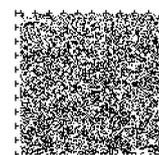
等級別では、2級が急増しており、令和4（2022）年度末現在で99人となっており、平成30（2018）年度に比べ16人増加しています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障がい程度別）

(人)



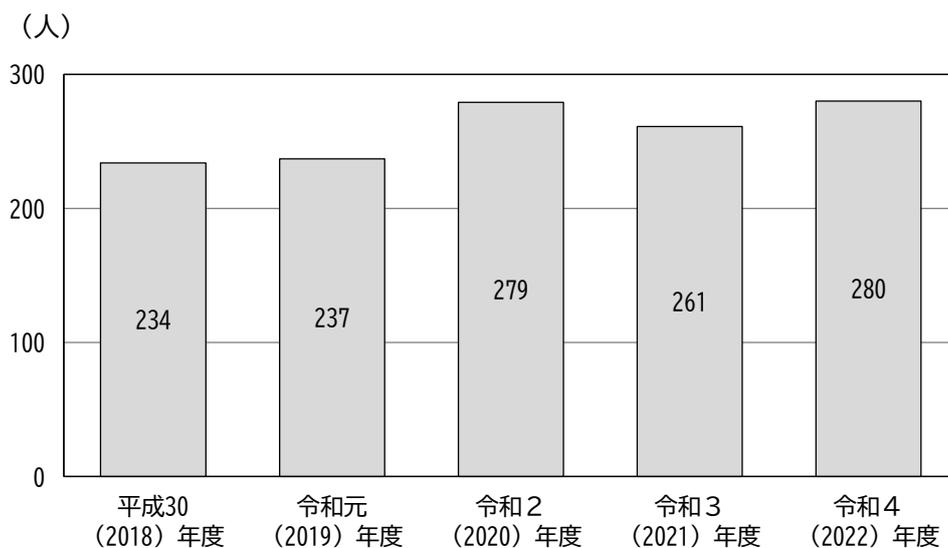
資料：長寿福祉課（各年度とも年度末現在）



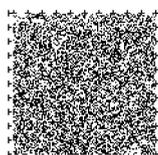
(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和4（2022）年度末現在で280人となっており、平成30（2018）年度以降、増減はあるものの、概ね増加傾向となっています。平成30（2018）年と比べると46人の増加となっています。

○自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：長寿福祉課（各年度とも年度末現在）

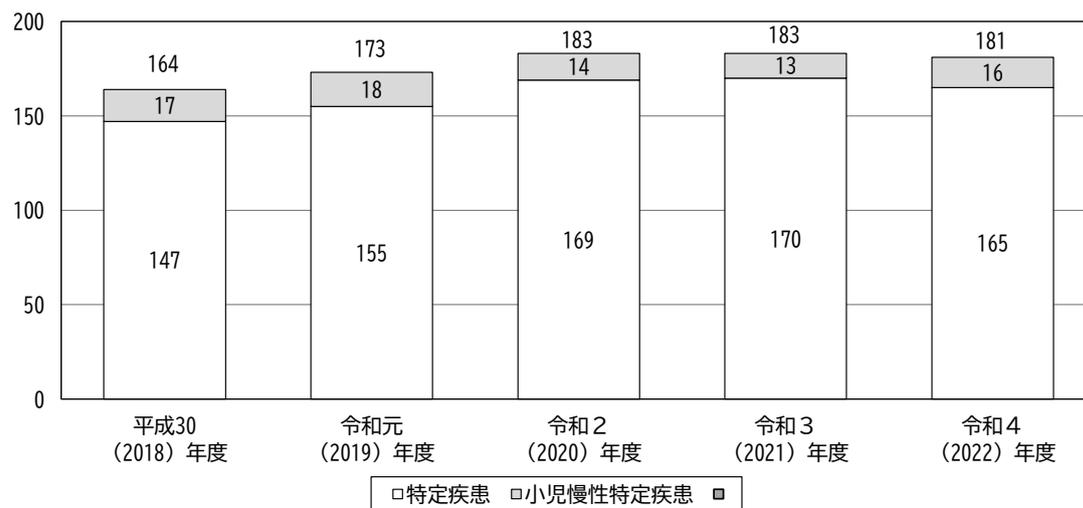


(6) 特定疾患（指定難病等）医療給付受給者数の推移

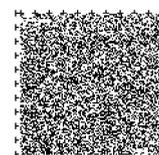
特定疾患（指定難病等）医療給付の推移をみると、令和3（2021）年度までは増加傾向でしたが、令和4（2022）年度はやや減少しています。

○特定疾患（指定難病等）医療給付受給者数の推移

(人)



資料：東松山保健所（各年度とも年度末現在）



第7期吉見町障害福祉計画
第3期吉見町障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月
編集・発行 吉見町 長寿福祉課
〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411
TEL 0493-54-1511 (代表)
町ホームページ <http://www.town.yoshimi.saitama.jp/>

